

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事完了検査等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査及び再検査とする。

2 中間検査とは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第17条第1項若しくは第4項及び第36条第1項若しくは第4項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、工事の手直等の後において再度行う検査をいうものとする。

(検査の方法)

第3条 前条の検査は、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、別添の「工事検査の方法」により、その適合を判定するものとする。

(検査員)

第4条 第2条の検査は、建設事務所長又は建設事務所長が当該建設事務所の職員のなかからあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

2 前項の検査員は技術職員でなければならない。ただし、当該工事の区域が小さいものであり、かつ、技術的判断の要素が少ないと建設事務所長が認めたものについてはこの限りでない。

(検査日時等の通知)

第5条 建設事務所長は、工事検査を実施しようとするときは第1号様式による工事検査通知書により、当該許可を受けた者に検査の日時等を通知するものとする。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は第2条の検査を実施したときは、遅滞なく建設事務所長にその結果を第2号様式による検査報告書により報告しなければならない。

(工事の手直し等の指示)

第7条 建設事務所長は、前条の報告により当該工事が当該許可の内容に適合していないと認めたときは、法第20条第3項第2号及び第3号又は第39条第3項第2号及び第3号の規定による監督処分をする場合を除くほか、第3号等様式による指示書により、工事の手直しを指示するものとする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第17条第2項又は第36項第2項の規定による検査済証、法第17条第5項又は第36条第5項の規定による確認済証及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証を交付できない旨を合わせて通知し、かつ、指示された工事が完了したときは第4号様式による手直し工事完了届を提出することを求めるものとする。

3 前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第2条から前項までの規定を準用する。

(工事完了検査済証等の交付)

第8条 建設事務所長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事が許可の内容及び別添「1. 完了検査の方法」に適合していると認めたときは、法第17条第2項又は第36項第2項の規定による検査済証を当該許可を受けた者に交付するものとする。

2 建設事務所長は、当該土石の堆積に関する工事において、別添「1. 完了検査の方法」により、堆積

されていた土石が全て除却されたと認めたときは、法第 17 条第 5 項又は第 36 項第 5 項の規定による確認済証を当該許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 建設事務所長は、当該宅地造成、特定盛土等に関する工事の内、特定工程に係る工事が別添「2. 中間検査の方法」に適合していると認めたときは、法第 18 条第 2 項又は第 37 項第 2 項の規定による中間検査合格証を当該許可を受けた者に交付するものとする。
- 4 建設事務所長は、第 1 項の検査済証及び第 2 項の確認済証を交付したときは、その写しを当該工事の申請地が所在する市町村の長に送付するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 0 日から施行する。

工 事 検 査 の 方 法

I．完了 検 査

1 方 法

完了検査の実施に当たっては、盛土及び切土の安定及び機能施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする。

測定の結果、許可の内容と相違する箇所が発見された場合は、工事手直指示書により手直工事を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により、明視できない工事部分については「3．工事写真の整備について」に従い、写真の整備をしておくこと。

2 重点検査事項

(1) 石積（張）、ブロック積（張）工

- ①法 長 原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は－5 cm以内とする。
石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
- ②法勾配 適宜測定し許容範囲は－0.5 分以内とし、＋緩は検査員の判定による。
- ③胴込、裏込コンクリート 1 箇所／300 m²で測定し、許容範囲は－2 cmとする。
- ④裏込礫 適宜測定し検査員の判定による。
- ⑤水抜穴 適宜測定し検査員の判定による。

(2) 擁壁コンクリート

- ①法 長 原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、－5 cm以内とし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の機能維持に支障をきたす場合は改造を命ずる。
- ②法勾配 適宜測定し、許容範囲は－0.5 分以内とし、＋緩は検査員の判定による。
- ③天端幅、敷幅 適宜測定し、許容範囲は天端幅で±2 cm、敷幅で±2 cm以内とする。

(3) 盛土、切土

- ①盛土又は切土の直高、法勾配、面積について、許可の内容に適合していること。
- ②小段幅を1 箇所／40m で測定し、許容範囲は-10cm とする。
- ③雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。
- ④締め固め、段切り等の施工が盛土等防災マニュアルの基準に適合していることを適宜工事写真や資料等にて検査する。

(4) 土石の堆積

- ①堆積されていた土石が全て除却されたことを確認する。
- ②確認の方法は、土石が堆積される前の図面、写真を用いて行うこと。

Ⅱ．中 間 検 査

1 方 法

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となる。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要がある。

中間検査の実施は、立会いを基本として目視にて、施工計画及び技術的基準に準じて適切な施工がなされているか確認を行うこととするが、立会い検査が困難な場合は、写真検査、書類検査等で行う。この工事検定の方法に含まれないものについては、県土木部の検査の方法を準用して行うものとする

検査対象（特定工程） 盛土又は切土における暗渠排水管等の排水施設を設置する工事の工程とする。

検査頻度 1 施工箇所（施工箇所／形状寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう）あたり 1 回以上行うこと。

2 重点検査事項

（１）盛土工事における排水施設

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
- ④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか
- ⑤ 溪流や季節水路等の通過水流は適切に処理されているか

（２）切土工事における排水施設

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
- ④ 湧水は適切に処理されているか
- ⑤ 溝掘りは適切に施工されているか

Ⅲ. 工事写真の整備について

1 写真の撮影

- (1) 工事写真は、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影する。
- (2) 撮影の要領は、別表による。

2 提出用写真の整理

- (1) 台紙の大きさは、原則としてA4判とする。
- (2) 表紙には、次の事項を記入する。
- 工事名、工事箇所、着工、竣功年月日、写真全枚数、施行者名
- (3) 写真の整理は、初め竣功写真を、次に着工前写真を添付し、対照できるようにすること。
- (4) 工事中的写真は、各工種について施工の順に応じて整理すること。

(別表)

工 事 写 真 の 撮 影 要 領

区分	撮 影 種 目	撮 影 基 準	管 理 方 法	処 置
工 事 状 況 写 真	1. 工事着手前および工事完成写真 2. 工事施行中の写真 (1) 施行状況写真 (2) 検収写真 (3) 品質確認写真 (4) 図面等と現地との不一致の写真 (5) その他施行中の写真 3. 工事中の安全管理関係写真	・撮影された写真が状況・場所・時期・寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとする。 ・写された写真の目的を明確にするため次の事項を記入した小黒板を写し込むものとする。		・現像焼付け後、目的通り撮影されていないものは、すみやかに撮り直しを行なうものとし、再撮影不能のもの、撮り落としたものについては、ただちに報告し、その処置について指示を受けるものとする。
で き 形 管 理 用 写 真	1. 石積(張)工、コンクリート工、擁壁工、地下排水工、吹付け工、側溝工、管(函)キョ工、崖面崩壊防止施設工、法面保護工、防災措置等のでき形寸法およびこれらの基礎工で完成後明視できないもの	・小黒板の寸法は 45 cm×30 cmとする。 イ 工事名 ロ 工 種 ハ 位 置 ニ 設計寸法 ホ 実測寸法 ヘ 略 図	・撮影後は、できるだけすみやかに現像、焼付けを行ない、目的どおり撮影が行なわれたかどうか確かめるものとする。	

(別表 続き)

区分	撮 影 種 目	撮 影 基 準	管 理 方 法	処 置
で き 形 管 理 用 写 真	2. 床堀、置換工、段切り、 まき出し厚、衣土厚、地 盤線の変化点等における 寸法等。 3. コンクリート工等の鉄 筋、鉄網、伸縮継手等の 鉄筋の位置、組立寸法。 4. その他のもので完成後 明視できなくなるものの でき形寸法	・写真の大きさは9 cm×6 cmを標準と する。 ・ただし、必要によ りサービス判また はつなぎ写真とす ることができる。	・写真は工種、種別 細別ごとに整理し アルバムに整理は りつけするものと する。	・現像焼付け後撮影 された写真と被写 体または、他の記 録等と対処し、よ り適切な撮影が行 なわれるよう処置 しなければならない。
工 事 中 の 災 害 写 真	1. 被災前の写真(上記の各 種目の写真と兼用できる) 2. 被災中の写真 3. 被災後の写真 (1) 全ぼう写真 (2) 部分写真			

工事写真の撮影に使用する小黑板

4 5 c m	3 0 c m			
	工 事 名			
	工 種			
	位 置			
	寸 法 実 寸 (設 計)	()	()	()
略 図				

記 入 例

工 事 名	宅 地 造 成 工 事		
工 種	石 積 用 基 礎 コ ン ク リ ー ト		
位 置	N O 4 6 + 1 5 m 右 側		
寸 法 実 寸 (設 計)	A 2 5 . 5 (2 5 . 0)	B 1 5 . 3 (1 5 . 0)	C 4 6 . 0 (4 5 . 0)
略 図			

工事検査通知書

第 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（完了・中間・再）検査の実施について（通知）

このことについては、宅地造成及び特定盛土等規制法（第17条第1項・第17条第4項・第36条第1項・第36条第4項・第18条第1項・第37条第1項）の規定により下記のとおり検査を実施します。

記

1. 検査日時 年 月 日 時 分頃
2. 工事をした土地の所在地及び地番
3. 参集者 許可を受けた者
工事施行者
設計者

（注）代理出席される場合には、委任状を用意してください。

第2号様式

所 長	次 長	部 長	課 長	係 長	本件検査を に命ずる

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事 $\left\{ \begin{array}{c} \text{中間} \\ \text{完了} \\ \text{再} \end{array} \right\}$ 検査報告書

許 可 年 月 日 番 号		完 了 届 年 月 日		検 査 (予 定) 年 月 日	
・ ・ 第 号		・ ・		・ ・	
立 会 人	建 設 事 務 所	市 町 村	許 可 受 人		工 事 施 工 者

1. 工事の内容

工事をした土地 の所在・地番			盛土等の 面積	m ²
許可を受けた者 の 住 所 氏 名		工事施行者住所 氏 名		

2. 検査所見

--

3. 手直し指示事項

(技術)	結果	
(事務)	結果	

4. 再 検 査

再検査年月日	・ ・	立 会 人	
所 見			

以上のとおり検査をしました。

年 月 日

検査員職名

判 定	合 格	不 合 格
備 考		

所 長	次 長	部 長	課 長	係 長	係 員

第 号
年 月 日

様

福島県 建設事務所長

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の手直しについて（通知）

年 月 日に実施した宅地造成及び特定盛土規制法（第17条第1項・第17条第4項・第36条第1項・第36条第4項・第18条第1項・第37条第1項）の規定に基づく検査の結果、別紙のとおり工事の手直しを指示します。手直し工事が完了したときは別添工事完了届書により届出てください。

なお、再検査に合格するまで（検査済証・確認済証・中間検査合格証）を交付することはできませんのでご了承ください。

（注）この指示にしたがわないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項第2号及び第3号又は第39条第3項第2号及び第3号の規定による監督処分を行うこととなります。

工 事 手 直 指 示 書			
宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事完了検査の結果を下記のとおり指示する。			
許可番号		工事をした 土地の所在 ・地番	
許可年月日		着手年月日	年 月 日 着手
		完了年月日	年 月 日 完了
工事主		検査年月日	年 月 日
工事施行者		検査員	
手 直 事 項			
指 示 事 項			
手直期日	年 月 日	手直し完了 後の検査	再検査
注意 1. 工事主又は工事施行者は、完了検査に合格しなかったときは、遅滞なく補修又は改造の上別紙による届を行い再び検査を受けなければならない。 2. 工事主又は工事施行者は、その工事において地中又は水中等外部に現れてない工事で、その適否を判定したものは写真を添付すること。			

手直し工事完了届書

年 月 日

福島県 建設事務所長

届出者 住所

氏名

年 月 日付 第 号で指示のあった工事の手直しについて、工事を完了したので届け出ます。

(注) 1. 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 添付書類：工事写真等